

貯法 遮光、室温保存、気密容器

動物用医薬品

承認指令書番号 3動薬第1152号

## 経口駆虫剤

## 使用基準

## 塩酸レバミゾール散・100

## 【本質の説明又は製造方法】

本剤は、レバミゾール塩酸塩を有効成分とする散剤で、牛、豚、鶏の消化管内や肺等に寄生する各種線虫類に対して、広範囲にわたり効果を示す経口駆除剤である。

## 【成分及び分量】

本品1g中

有効成分	含量
レバミゾール塩酸塩	100 mg

## 【効能又は効果】

- 牛（搾乳牛を除く。）：牛肺虫、クーペリア、オステルターグ胃虫、沖縄糸状虫の駆除
- 豚：豚肺虫、豚回虫、豚腸結節虫、ラシソム桿虫の駆除
- 鶏（産卵鶏を除く。）：鶏回虫、鶏毛体虫、鶏盲腸虫の駆除

## 【用法及び用量】

1日量として体重1kg当たりレバミゾール塩酸塩として下記の量を、飲水に溶解、飼料に添加又は練り餌状にして経口投与する。再感染が認められた場合は同様の用法及び用量で投与する。

- 牛（搾乳牛を除く。）：7.5 mg（本剤として75 mg）以下
- 豚：5 mg（本剤として50 mg）以下
- 鶏（産卵鶏を除く。）：30 mg（本剤として300 mg）以下

## 【使用上の注意】

## (基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

## (一般的注意)

- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛、豚、鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

- 牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間
- 豚：食用に供するためにと殺する前5日間
- 鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前9日間

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けすること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

## (使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・飼料等に添加する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

## (対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・投与前には給水、給餌の制限を行うこと。

## (取扱い上の注意)

- ・開封後に残った製剤は湿気に注意して密閉状態で保管し、なるべく速やかに使用すること。

## (専門的事項)

## 副作用

- ・投与後牛では流涎及び排糞の亢進、豚では咳及び嘔吐姿勢などの一過性の症状を示す場合がある。

## 【薬理学的情報等】

## (薬物動態)

各動物に本剤をレバミゾール塩酸塩として下記の量を強制経口投与した場合の薬物動態パラメーターを次表に示す。

動物	体重(kg)	投薬量(mg/kg)	t <sub>max</sub> (時間)	C <sub>max</sub> (μg/mL)	AUC <sub>24</sub> (μg·hr/mL)
牛	170~330	15	1~2	2.90	22.6
豚	70~90	10	1~4	1.44	17.4
鶏	1.5~2.0	60	4	4.24	48.0

## (薬効薬理)

レバミゾールは、各種線虫の体内におけるフマル酸の還元及びコハク酸の酸化を遮断する事により炭水化物代謝を抑制し、駆虫効果を発揮する。

## 【包装】

- 500 g (20 g×25包)
- 5 kg (500 g×10)

## 【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL:03-3264-7559

製造販売業者


**共立製薬株式会社**  
 東京都千代田区九段南1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

LVP/Q09-A2211